

## 様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	せとうち観光専門職短期大学
設置者名	学校法人穴吹学園

### 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
一	観光振興学科	夜・通信	58 単位			58 単位	10 単位		
(備考)									

### 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

[https://web.seto.ac.jp/wp/wp-content/themes/seto/pdf/information/jitumu\\_list.pdf](https://web.seto.ac.jp/wp/wp-content/themes/seto/pdf/information/jitumu_list.pdf)

### 3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	せとうち観光専門職短期大学
設置者名	学校法人穴吹学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.anabuki.ac.jp/pdf/2021/takamatsu/yakuinmeibo.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	令和3年5月 ～令和5年5 月	コンプライアンス
非常勤	元銀行頭取	令和3年5月 ～令和5年5 月	企画・調整

(備考)

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	せとうち観光専門職短期大学
設置者名	学校法人穴吹学園

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

学生が授業を履修するにあたって、授業の目的、内容、教育課程における位置付け等を把握できるようにシラバスを作成する。シラバスには、授業科目名、配当年次、配当学期、クラス数、単位数、必修・選択等の別、授業の方法、担当教員、科目区分、授業の概要、関連するディプロマ・ポリシー、キーワード、到達目標、授業計画、成績評価(評価の種類・評価割合・評価基準)、テキスト、参考書、授業時間外学修、課題に対するフィードバックの方法、受講ルール、連絡先等を記載する。

各教員が構想し執筆するシラバスは、学生便覧に掲載する前に、教育内容・教育方法の改善、並びに教員の資質向上を図るために、教育研究開発会議がその内容を検討する。改善点があれば、勧告して訂正・追加などしてもらう。また、授業が実際にシラバスとおりに運用されているかどうか2か月毎に1回開催する教育研究開発会議にて確認する。

作成したシラバスは、学生便覧の配布をもって公表する。また併せて本学のホームページにて公表する。

授業計画書の公表方法	<a href="https://web.seto.ac.jp/wp/wp-content/themes/seto/pdf/syllabus/syllabus2021.pdf">https://web.seto.ac.jp/wp/wp-content/themes/seto/pdf/syllabus/syllabus2021.pdf</a>
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学生は、カリキュラムツリーに従い、それぞれが3年間の学びの設計図を描く。学生の履修登録は、入学時の履修相談等を通じて、各自の履修計画を作成・提出した後、1年次の第1クオーターにおいて行われる。その後は、半期ごとの履修ガイダンスを経て、履修登録を行う。

授業科目の成績評価の方法については、講義、演習、実習等の授業形態によって相違もあるが、原則として、次のような成績評価の基準を設定する。

- ①授業の「到達目標」と、その目標に対応した「評価の方法」を、担当教員がシラバスと授業において学生に明確に伝え、学生がそれらを理解できるようにする。
- ②成績評価の「種類」と「評価の割合」を、担当教員がシラバスと授業において学生に明確に伝え、学生がそれらを理解できるようにする。
- ③成績評価の方法毎に「評価の具体的な基準」を、担当教員がシラバスと授業において学生に明確に伝え、学生がそれらを理解できるようにする。
- ④成績評価の結果は、評価後に学生にフィードバックして、学生が成績評価の結果を的確に認知できるようにする。

授業時間と事前・事後学修時間を確保し、各科目の到達目標毎に対応する成績評価基準で適正な成績評価を行うことによって、卒業要件・学位授与のための単位を実質化する。成績評価の方針と基準については、シラバスに明記する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各科目的成績は、試験の成績または平常の成績、あるいは両方を総合して評価するものとし、合格した者は、その授業科目の単位を取得する。授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。成績評価は以下の成績基準により行う。

成績評価		GPA算出上の特例		GPAのポイント
A	80 - 100点	A1	90 - 100点	4
		A2	80 - 89点	3
B	70 - 79点	B	70 - 79点	2
C	60 - 69点	C	60 - 69点	1
D	0 - 59点	D	0 - 59点	0

GPAは、各授業科目の成績に応じて4~0のGPAのポイントを付与し、以下の計算式によって算出される。

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した全科目の[単位数} \times \text{GPAのポイント}]の合計}{\text{履修登録した全科目の単位数の合計}}$$

客観的な指標の算出方法の公表方法	学生便覧に記載して学生へ配布している。 事務局学生課に連絡いただければ配布します。
------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科の教育は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が 21 世紀の基幹産業となった時代において、卒業後に観光産業や観光による地域創生事業において活躍しながら、観光振興と地域社会の発展に貢献できる観光振興専門職の育成を目的としている。

そのためには、「自学自修の態度」や「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」を学修し、「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」の修得に努めなければならない。そのため以下の要件を修得したうえで、本学が定める卒業要件を充たし、本学の教育課程を修了した者に対して、本学は学位を授与する。

DP1（自学自修の態度形成）

「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎技能を身に付け、生涯に渡り充実した日常生活と有意義なキャリアデベロップメントを実現することができる。

DP2（思考法の修得）

基礎科目における学術科目によって「思考力」を養い、基礎的な思考法を身に付けて、現実を的確に捉えることができる。

DP3（観光の理論と知識の理解）

観光学の理論と観光に関する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶことによって、社会現象としての観光の現実を捉えることができる。

DP4（観光実務の知識と技能の修得）

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論・知識を学んだうえで、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を身に付けることによって、観光振興専門職として職場の状況や問題を分析でき、チームワークで問題を解決できる。

DP5（観光英語力の修得）

観光英語力を身に付けることによって、インバウンド観光の多様な状況に対応できる。

DP6（他分野の応用的な能力の修得）

観光関係以外の異分野から、次のような「応用的な能力」を身に付けて、観光振興専門職として実践的かつ創造的な職務に積極的に取り組むことができる。

①企業やN P O法人、地域社会等における組織及び事業運営能力（マネジメント力）

②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力（情報力・創造力）

DP7（観光振興専門職としての総合力の育成）

3 年間で学修した全教科の成果を統括する専門演習において、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を身に付けて、観光振興と地域社会の発展のための課題に果敢に挑戦することができる。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

<https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#di-policy>

## 様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	せとうち観光専門職短期大学
設置者名	学校法人穴吹学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://web.seto.ac.jp/about/information/">https://web.seto.ac.jp/about/information/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://web.seto.ac.jp/about/information/">https://web.seto.ac.jp/about/information/</a>
財産目録	<a href="https://web.seto.ac.jp/about/information/">https://web.seto.ac.jp/about/information/</a>
事業報告書	<a href="https://web.seto.ac.jp/about/information/">https://web.seto.ac.jp/about/information/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="https://web.seto.ac.jp/about/information/">https://web.seto.ac.jp/about/information/</a>

### 2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：	対象年度：	）
公表方法：		
中長期計画（名称：	対象年度：	）
公表方法：		

### 3. 教育活動に係る情報

#### （1）自己点検・評価の結果

公表方法：
-------

#### （2）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：
-------

### (3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 観光振興学科
教育研究上の目的 (公表方法 : <a href="https://web.seto.ac.jp/about/#03">https://web.seto.ac.jp/about/#03</a> )
(概要) 本学科は、建学の精神に基づき、「観光の理論と知識」と「観光実務の知識と技能」、及び「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」を兼ね備えて、「観光振興のエキスパートとして、観光産業及び観光による地域創生事業を牽引しつつ、社会構造の変化やニーズを的確に捉えて事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる高度専門職業人」を養成することを教育研究上の目的とする。
卒業の認定に関する方針 (公表方法 : <a href="https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#di-policy">https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#di-policy</a> )
(概要) せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科の教育は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が21世紀の基幹産業となった時代において、卒業後に観光産業や観光による地域創生事業において活躍しながら、観光振興と地域社会の発展に貢献できる観光振興専門職の育成を目的としている。 そのためには、「自学自修の態度」や「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」を学修し、「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」の修得に努めなければならない。そのために以下の要件を修得したうえで、本学が定める卒業要件を充たし、本学の教育課程を修了した者に対して、本学は学位を授与する。
DP1 (自学自修の態度形成) 「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎技能を身に付け、生涯に渡り充実した日常生活と有意義なキャリアデベロップメントを実現することができる。
DP2 (思考法の修得) 基礎科目における学術科目によって「思考力」を養い、基礎的な思考法を身に付けて、現実を的確に捉えることができる。
DP3 (観光の理論と知識の理解) 観光学の理論と観光に関する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶことによって、社会現象としての観光の現実を捉えることができる。
DP4 (観光実務の知識と技能の修得) 観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論・知識を学んだうえで、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を身に付けることによって、観光振興専門職として職場の状況や問題を分析でき、チームワークで問題を解決できる。
DP5 (観光英語力の修得) 観光英語力を身に付けることによって、インバウンド観光の多様な状況に対応できる。
DP6 (他分野の応用的な能力の修得) 観光関係以外の異分野から、次のような「応用的な能力」を身に付けて、観光振興専門職として実践的かつ創造的な職務に積極的に取り組むことができる。 ① 企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力 (マネジメント)

<p>力)</p> <p>② 事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力（情報力・創造力）</p> <p>DP7（観光振興専門職としての総合力の育成）</p> <p>3年間で学修した全教科の成果を統括する専門演習において、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を身に付けて、観光振興と地域社会の発展のための課題に果敢に挑戦することができる。</p>
<p>教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：<a href="https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#ca-policy">https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#ca-policy</a> )</p> <p>（概要）</p> <p>本学の卒業認定及び学位授与の方針であるディプロマポリシー（DP）に定めた教育目標（DP1「自学自修の態度形成」、DP2「思考法の修得」、DP3「観光の理論と知識の理解」、DP4「観光実務の知識と技能の修得」、DP5「観光英語力の修得」、DP6「応用力の修得」、DP7「観光振興専門職としての総合力の育成」）を実現するため、教育課程編成及び実施の方針であるカリキュラム・ポリシー（CP 教育課程編成方針）を以下のように定め、実施する。</p> <p>CP I（教育課程の編成）</p> <p>ディプロマ・ポリシーで定めた7つの教育目標を達成するため、「基礎科目群（自学自修）」、「基礎科目群（思考法）」「職業専門科目群（学術）」、「職業専門科目群（実務）」、「職業専門科目群（観光英語）」「展開科目群」、という6つの科目群と、「総合科目」という1つの科目から成る教育課程を編成する。各科目群に配置される科目は、履修の順序に従って、その内容が「基礎から応用へ」ないしは「初級から上級へ」と配列する。</p> <p>CP1「基礎科目群（自学自修）」</p> <p>「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎知識や技能を修得するための授業科目として、「基礎科目群（自学自修）」に「基礎演習」及び「キャリアデザイン論」を配置し、講義及び演習形式で授業を行う。</p> <p>CP2「基礎科目群（思考法）」</p> <p>「思考力」を養い、基礎的な思考法を修得するための授業科目として、「基礎科目（思考法）」に「文化論」「地理学」「企業の社会的責任」「法と社会」「ビジネスコミュニケーション」「信仰の歴史」「異文化理解」「災害と防災の科学」「介助実務実習」を配置し、講義及び実習形式により、授業を行う。</p> <p>CP3「職業専門科目群（学術）」</p> <p>観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶための授業科目として、「職業専門科目群（学術）」に観光の理論と知識を学ぶ学術科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。</p> <p>①観光学入門科目</p> <p>観光振興専門職の基礎知識として身につけるべき主要な観光事象と、それらの事象を捉える理論や方法を修得するための授業科目として「観光学概論」を配置し、講義形式により授業を行う。</p> <p>②地域観光論入門科目群</p> <p>「地域資源」や「地域社会」に関する理解を深め、課題の発見や解決の方策の必要な思考法や調査手法を修得するために必要な授業科目として、「地域資源論」を講義形式により、「地域観光基礎実習」を実習形式により配置する。</p> <p>③観光基礎理論科目群</p>

観光学術理論の基礎的理論について考察し、観光研究に関する理論と方法論を修得することにより、観光学術理論の基盤を形成するための講義科目として「観光社会文化論」「観光振興・地域創生論」「観光行動論」「観光政策論」を配置し、講義形式により授業を行う。

④観光応用理論科目群

観光学術理論の応用的理論について考察し、観光振興専門職としての飛躍を図るために必要な能力を修得するための授業科目として「国際観光論」「観光文化施設論」「観光メディア論」を配置し、講義形式により授業を行う。

⑤せとうち観光研究科目群

瀬戸内地域における観光の現実や課題、観光振興及び観光による地域振興に対する理解を深め、地域における観光振興の方法論と課題解決方策の発見等に必要な能力を修得するため「せとうち観光アート論」「せとうち観光資源論」「四国巡礼研究」「四国観光史」を配置し、講義形式により授業を行う。

CP4 「職業専門科目群（実務）」

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論及び知識を修得するとともに、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を修得するための授業科目として「職業専門科目群（実務）」に観光実務の理論と技能を学ぶ実務科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。

①観光実務理論科目群

観光事業において重要な経営施策であり、また観光振興専門職にとっても不可欠な能力・技能であるホスピタリティ及びリスクマネジメントに関する能力を修得するための講義科目として、「ホスピタリティマネジメント論」「観光リスクマネジメント」を配置し、講義形式により授業を行う。

②観光事業論科目群

観光実務の実践のための基盤となる能力を修得するとともに、臨地実務実習後の観光実務に関する理論と知識の総まとめと定着を図るための授業科目として、「観光事業論」「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」を配置し、講義形式により授業を行う。

③臨地実務実習事前学修科目群

ホスピタリティ業務に関わる「技能訓練」の基礎を修得するための授業科目として「ホスピタリティ実務実習A・B」を配置し、学内における実習形式により授業を行う。また、臨地実務実習における実習の目的、内容、日程、留意事項などを体系的に指導し、学生が臨地実務実習で効果的な学修成果を達成するために必要な授業科目として、「観光支援ビジネス実務基礎論」「観光実務基礎論」「観光実務応用論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行う。

④臨地実務実習科目群

観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修得するとともに、観光振興、観光による地域創生の観点から観光事業を企画・立案・運営するために必要な能力を修得するための授業科目として「臨地実務実習Ⅰ」「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」を配置し、学外における実習形式により授業を行う。

⑤臨地実務実習事後学修科目群

臨地実務実習の実践的学修の成果を振り返り、それらを理論的に整理しながら、今後の学修に有機的につなげることを目的として、「観光支援ビジネス実務発展論」「観光実務発展論」「観光実務マネジメント論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行う。

**CP5 「職業専門科目群（観光英語）」**

インバウンド観光の多様な状況に対応するための観光英語力を修得するための授業科目として、初級から応用へと段階的に「観光基礎英語Ⅰ～Ⅱ」「観光英語Ⅲ～Ⅳ」を配置し、演習形式により授業を行う。

**CP6 「展開科目群」**

観光関係以外の異分野から、「①企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力（マネジメント力）」及び「②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力（情報力・創造力）」に関する応用的な能力を修得するための授業科目として、「経営学」「中小企業論」「コミュニケーションデザイン論」「マーケティング論」「起業論」「ICTとIoT」「人工知能概論」を配置し、講義形式により授業を行うとともに、「ファシリテーション実習」「ICT実習」「人工知能プログラミング実習」「マップデザイン実習」「メディアコンテンツ実習」を配置し、実習形式により授業を行う。

**CP7 「総合科目」**

3年間で学修した全教科の成果を統括し、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を修得するため、「専門演習」を通年で配置し、演習形式により授業を行う。

**CP II （学修形態）**

学修の形態は、授業の内容によって、講義形式と演習形式及び実習形式に分かれる。なお、講義形式においてもグループワークやワークショップ等の演習形態が取り入れられる場合がある。

**CP III （成績評価の在り方）**

授業時間と事前・事後学修時間を確保し、各科目の到達目標毎に対応する成績評価基準で適正な成績評価を行うことによって、卒業要件・学位授与のための単位を実質化する。成績評価の方針と基準については、シラバスに明記する。

**CPIV （教育の質の保証）**

各科目のディプロマ・ポリシー及び成績評価の在り方をシラバスにおいて学生に提示し、学生による授業評価アンケートを実施し、教職員と学生が相互に協力して点検しながら、教育研究開発会議及び教育課程連携協議会が、教育改善をP D C Aサイクルによって不断に推進・点検する。

**入学者の受入れに関する方針**

（公表方法：<https://web.seto.ac.jp/nyugaku/nyugaku-ad-policy/#ad-policy>）

**（概要）**

本学は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が21世紀の基幹産業となった時代に、観光振興専門職を目指して学修することを通じて、世界の動向を見渡しながら地域社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。そこで、本学は次のようなアドミッション・ポリシーを掲げ、本学で学ぶにふさわしい意欲・意志及び知識・能力を有する学生を受け入れる。

**I 入学者に求める意欲・意志**

- 1 観光振興のエキスパートとしての技能を身に付け、世界の動向を見渡しながら、地域社会の持続可能な発展に貢献しようという意欲を持つ者
- 2 思考力、実践力、協働力の鍛錬という教育目標を理解し、自らのキャリアを形成しようという固い意志を持つ者
- 3 生涯に渡ってより充実した日常生活を送るための自己啓発の基礎を身に付けるこ

とに強い意欲を持ち、あらゆる状況で創造的に対応しようとする態度を有する者

## II 入学者に求める知識・能力

### 1 知識・技能

- ① これから観光学の分野では、インバウンドへの対応が重要になってくる。このため、高等学校で習得すべき英語の基本的な知識と能力を身につけている学生を受け入れる。
- ② また、英語のみならず、日本文化を学び、世界とのかかわりの中で日本文化を広く紹介するための基礎となる国語及び日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得していること。
- ③ さらに、観光や美術、音楽、工芸技術等のいずれかの知識や技術を身につけていることが望ましい。
- ④ 専門高校卒業生においては、専門分野である観光や美術、音楽、工芸技術等に関するいずれかの知識や技術を身につけていることを重視し、評価するが、基礎学力として、国語及び日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得していることが必要である。
- ⑤ 職業経験を有し、企業等に勤務していた社会人においては、当該職業経験から得られる知識及び技能も評価して受け入れる。

### 2 思考力・判断力・表現力等の能力

- ① みずから課題を発見し、みずから解決策を見出すことのできる基本的な思考力、判断力と問題解決能力
- ② 本学での学修や臨地実務実習等において、円滑に対応できる基本的な文章能力とコミュニケーション能力

### 3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ① 他者と協調しつつ、課題解決に向け効果的な議論ができる基本的な論理構成力
- ② みずからの意見を正確に、かつ有効に伝えることのできるプレゼンテーションの基本的能力

## III 入学者に求める知識・能力等の評価方法（以下の表のとおり）

入学試験区分	評価方法	1 知識・技能					2 思考力・判断力・表現力等		3 主体性を持って学ぶ態度		意欲・意志
		①	②	③	④	⑤	①	②	①	②	
一般選抜 入学試験	調査書		◎	◎	◎						
	学科試験（英語）	◎									
	面接						◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型 入学試験	調査書	◎	◎	◎	◎						
	小論文						◎	◎			◎
	面接						◎	◎	◎	◎	◎
総合型選抜 入学試験	志望理由書						◎	◎			◎
	自己推薦書							◎		◎	
	活動実績書							◎		◎	
	調査書	◎	◎	◎	◎						
	小論文						◎	◎			◎
	面接						◎	◎	◎	◎	◎
社会人 入学試験	志望理由書						◎	◎			◎
	職業経歴書					◎					
	成績証明書	◎	◎	◎	◎						
	小論文						◎	◎			◎
	面接						◎	◎	◎	◎	◎

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法 :

<https://web.seto.ac.jp/wp/wp-content/themes/seto/pdf/information/insta01.pdf>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	1人			—			1人
観光振興学科	—	3人	5人	0人	2人	1人	11人
	—	人	人	人	人	人	人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
	人	9人

各教員の有する学位及び業績  
(教員データベース等) 公表方法 : <https://researchmap.jp/researchers>

c. F D (ファカルティ・ディベロップメント) の状況 (任意記載事項)

--

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学者数
観光振興学科	80人	16人	20.0%	240人	16人	6.7%	一人	一人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	80人	16人	20.0%	240人	16人	6.7%	一人	一人

(備考) 令和3年4月開学

b. 卒業者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数	進学者数		就職者数 (自営業を含む。)	その他
		人	(%)	人	(%)
	人 (100%)	人 (%)		人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)		人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)		人 (%)	人 (%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)

(備考)

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)
合計	人 (100%)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)	人 ( %)

(備考)

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

（概要）

学生が授業を履修するにあたって、授業の目的、内容、教育課程における位置付け等を把握できるようにシラバスを作成する。シラバスには、授業科目名、配当年次、配当学期、クラス数、単位数、必修・選択等の別、授業の方法、担当教員、科目区分、授業の概要、関連するディプロマ・ポリシー、キーワード、到達目標、授業計画、成績評価（評価の種類・評価割合・評価基準）、テキスト、参考書、授業時間外学修、課題に対するフィードバックの方法、受講ルール、連絡先等を記載する。

また各教員が構想し執筆するシラバスは、学生便覧に掲載する前に、教育内容・教育方法の改善、並びに教員の資質向上を図るため2か月毎に1回開催する教育研究開発会議がその内容を検討する。改善点があれば、勧告して訂正・追加などしてもらう。また、授業が実際にシラバスとおりに運用されているかどうか確認する。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

（概要）

各科目の成績は、試験の成績または平常の成績、あるいは両方を総合して評価するものとし、合格した者は、その授業科目の単位を取得する。授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

成績評価は以下の成績基準により行う。

A : 80点以上、B : 70点以上79点以下、C : 60点以上69点以下

D : 60点未満

また卒業要件は、次により、必修科目73単位、選択科目23単位以上、合計96単位以上を修得すること。

○基礎科目 15単位以上

選択科目のうち、企業の社会的責任、法と社会、ビジネスコミュニケーション、信仰の歴史、異文化理解、災害と防災の科学から6単位を選択必修とする。

○職業専門科目 62単位以上

選択科目のうち、せとうち観光アート論、せとうち観光資源論、四国巡礼研究、四国

観光史から4単位、交通産業論、宿泊産業論、地域創生事業論から2単位、ホスピタリティ実務実習A、ホスピタリティ実務実習Bから1単位を選択必修とする。				
○展開科目 15 単位以上				
選択科目のうち、中小企業論、コミュニティデザイン論、マーケティング論、起業論から4単位を選択必修とする。				
○総合科目 4 単位以上				
学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
—	観光振興学科	96 単位	有・無	42 単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

## ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境のこと

公表方法：<https://web.seto.ac.jp/facilities/>

## ⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用のこと

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
—	観光振興学科	700,000 円	200,000 円	300,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

## ⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援のこと

### a. 学生の修学に係る支援に関する取組

#### （概要）

日本学生支援機構奨学生制度や本学オリジナルの特待生制度、各種教育ローンなど学費に関するサポートを実施している。

### b. 進路選択に係る支援に関する取組

#### （概要）

学生の夢の実現のために、学生生活をどう過ごせばよいのか、臨地実務実習の経験をどう活かすかなど、キャリアに関する相談・アドバイスを行っている。

### c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

#### （概要）

健康で充実した学生生活が送れるよう、定期健康診断や修学中の事故等に対応する各種保険等について支援を行う。また保健室や学生相談室等を設置し、学生相談員によるカウンセリングにも対応している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://web.seto.ac.jp/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	せとうち観光専門職短期大学
設置者名	学校法人穴吹学園

#### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	0人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考) 令和3年4月開学。				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

#### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人	人
計	0人	人	人	人

(備考) 令和3年4月開学。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考) 令和3年4月開学。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考) 令和3年4月開学。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考) 令和3年4月開学。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。